○環境省令第十二号

独立 ·行政法· 人環境再生保全機構法 (平成十五年法律第四十三号) 第十条第一項第五号及び第十六条第

項の 規定に基づき、 独立行政法 人環境再生保全機構に関する省令の一 部を改正する省令を次のように定め

る。

平成二十一年十一月十日

環境大臣 小沢 鋭仁

独立行 政法人環境再生保全機構に関する省令の一部を改正する省令

独立 立行政法. 人環境再生保全機 構に関する省令 (平成十六年環境省令第十一号) の一部を次のように改正

する。

第二十一条第一号中「中小企業者であり、かつ、」を「中小企業者のうち、」に、「会社」を「一又は

二以上の会社」に、 「二分の一未満であるもの」を「二分の一以上である者及びその者との間にその者に

よる完全支配関係 (法人税法 (昭和四十年法律第三十四号) 第四条の二に規定する完全支配関係をいう。

以 下この号にお いて同じ。) が ある者並びに大企業者との 間 に当該中小企業者又は大企業者による完全支

配 関 係 が あ る者 を除 1 た ŧ \bigcirc に、 高 圧 \vdash ラン ス若 しくは 高 圧 コ ンデン サ 又 は 電 気 機 器 のうち 重 量 が +

キ 口 グ ラ A 以 上 \mathcal{O} £ \mathcal{O} が ポ IJ 塩 化 ピ フ エ = ル 廃 棄 物 とな 0 た t \bigcirc を ポ IJ 塩 化 ピ フ エ = ル 廃 棄 物 電 気

機 器 又 は Ο F ケ 1 ブ ル (ポ IJ 塩 化 ピ フ 工 = ル を 絶 縁 材 料 とし 7 使 用 た 電 気機 器 又 は O F ケ ブ ル を 除 <

に使 用され た絶縁 油 で あって、 微 量 \mathcal{O} ポ · リ塩: 化 ピ フ エ = ル によ って汚染され た ŧ 0) が 廃 棄 物 となった

Ł \mathcal{O} 及 び当 該 絶 縁 油 が 塗 布 いされ、 染み 込み、 付 着 又は 封 入され たも 0) が 廃 棄物とな · たも \mathcal{O} を除

次号及 び 第四 号 に お 1 て同 ľ _ に 改 め、 同 条第二号中 高 圧 1 ランス 若しく は 高 圧 コ ンデン サ 又 は 電

気 機 器 \mathcal{O} うち 重 量 が + 丰 口 グ ラ A 以 Ĺ \mathcal{O} ŧ \mathcal{O} が ポ IJ 塩 化 ピ フ エ = ル 廃 棄 物 とな 0 た ŧ \bigcirc を ポ IJ 塩 化 ピ

フ エ = ル 廃 棄 物 12 改 め、 同 条 第 兀 号 中 (高 圧 1 -ラン ス 若 L < は 高 圧 コ ンデンサ 文は 電 気機 器 のうち 重

量 が + キ 口 グ ラ 7 以 上 0 ŧ \mathcal{O} が 廃棄物となった t Oに限る。 _ を削る。

附 則

この省令は、平成二十一年十一月二十四日から施行する。